長野県環境審議会議事録

日 時:令和5年9月14日(木)

午後1時30分~午後2時02分まで

場 所:長野県庁議会増築棟3階 第2特別会議室

出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、太田寛委員、大和田順子委員、 加々美貴代委員、小林泰委員、櫻井肇委員、下平喜隆委員、辻明子委員、 中川博司委員、宮原則子委員、内藤和久特別委員代理、酒向貴子特別委員、 松川淳平特別委員代理

以上 15 名

長野県環境審議会議事録(令和5年度第3回)

日 時 令和5年9月14日(木) 午後1時30分~午後2時02分

場 所 長野県庁議会増築棟3階 第2特別会議室

司会

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の神津と申します。よろしくお願いいたします。

本日の審議会開催に当たりましては、希望する委員の皆様はWEBでの参加となっております。

会議に先立ちまして、委員の出欠の状況をご報告いたします。本日ご都合によりまして、新芝委員、清野委員、八尾特別委員、3名の方から御欠席の連絡をいただいております。また、信太特別委員、山崎特別委員におかれましては、名簿に記載の出席者に委任をいただいております。

また、加々美委員から、少し遅れるご連絡が入っておりまして、また梅田委員が、現在 WEB で確認が取れていませんので、これによりまして、現在委員数 19 人に対しまして、出席者 14 名となっておりまして、過半数の出席となっております。長野県環境基本条例第 30 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。事前にお届けしました資料は、次第と出欠名簿、会場図、本日の審議事項であります資料1から資料4でございます。資料につきまして、何かご不足等はございませんでしょうか。よろしいようでしたら、これから議事に移りたいと思います。

議長につきましては、環境基本条例第30条第1項の規定により 会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行 をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎委員

それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力 をお願いいたします。

早速議事に移りたいと思います。

本日の審議事項は、鳥獣保護区等の指定についてでございます。 本件は、鳥獣上の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により、 当審議会の意見を聞かれているものであります。 本年6月に諮問され、鳥獣専門委員会での議論を経て答申案が示されているところでございます。

本日は、鳥獣専門委員会の上原委員長にご出席いただいておりますので、まずは、委員長からご報告をいただき、その後、幹事から説明いただくことにしたいと思います。

それではお願いいたします。

上原委員長

それではよろしくお願いいたします。

鳥獣専門委員会の委員長の上原貴夫でございます。よろしくお 願いいたします。

今、議長に言っていただきましたように、鳥獣保護区等の指定についての鳥獣専門委員会における検討経過及びその内容について説明させていただきます。

経過になりますが、6月1日にこの環境審議会から付託をいた だきました本年度の鳥獣保護区等の指定について検討を進めてま いりました。

検討に当たり、専門的な立場から検討を加えていくために、学識 経験者、関係機関、利害関係者等を構成員とする鳥獣専門委員会に より現地調査を行いました。また、現地において指定内容の検討を 行う経過を経てきております。

その結果について御報告させていただきます。

まず資料1、1ページをご覧いただきたいと思います。

本日御審議いただきますのは、1としまして諮問した鳥獣保護 区等の一覧のとおり、戸隠山鳥獣保護区特別保護地区、それと、北 大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域、この二つの再指定についてでござい ます。

最初に戸隠山鳥獣保護区特別保護地区ですが、ここは特に鳥獣の保護・繁殖を図るため、良好な鳥獣の生活環境となっている地域を特別保護地区と指定するものでございます。

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域は、農林業被害を軽減するために 捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた 狩猟鳥獣の捕獲を禁止するということで、その種類だけを捕獲で きるという狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定するものでございます。

長野県では、狩猟期間中に限り、ニホンジカとイノシシを捕獲で きる区域としています。

この2件ですが、2件とも本年10月末で期間満了を迎えます。 そのために再指定を行うものでございます。

鳥獣専門委員会による検討経過ですが、同じページの「2 鳥獣専門委員会」にありますように、8月22日に鳥獣専門委員により戸隠山鳥獣保護区特別保護地区の現地調査を実施してまいりました。現地の戸隠森林植物園において、鳥獣専門委員会を開催し、2

件の指定内容について検討を行ってまいりました。

現地調査では、森林所有者である中部森林管理局から管理状況をお聞きするとともに、森林植物園内でのその地域の状態、それから鳥獣保護の普及啓発状況、こういった点を確認したところでございます。

専門委員会では、戸隠山鳥獣保護区特別保護地区については、戸 隠森林植物園ボランティアの会の皆さんによる、いわば地域に根 ざした活動が行われており、鳥獣の保護、普及、啓発、この啓発に とりましてはとても大きな貢献をしていただいている、そのよう な功績があるのではないかといった御意見や、北大塩狩猟鳥獣捕 獲禁止区域については、錯誤捕獲対策としてのわな等の管理の徹 底、こういったことも必要であるだろうといった意見などが出さ れました。

このような意見をいただきながら、審議の結果、二つの区域の再 指定について異議はなく、鳥獣及びその生息地の保護を図る必要 性を確認したところでございます。

以上、鳥獣専門委員会からの報告とさせていただきます。

この後、鳥獣専門委員会での意見等の詳細については、幹事から 説明をいたします。ありがとうございました。

梅崎会長

ありがとうございました。

引き続き、幹事から詳細の説明をお願いいたします。

塚平鳥獣対 策室長

鳥獣対策室長の塚平でございます。

ただいま上原委員長から報告がありましたとおり、6月の諮問 以降8月22日に鳥獣専門委員会により、戸隠山鳥獣保護区特別保 護地区の現地調査をしていただき、その後、現地の戸隠森林植物園 において検討していただきました。

資料1の2ページ目が現地調査、それから会議の様子を写真で 載せてございます。

なお、鳥獣専門委員会委員の皆様につきましては、3ページ目の 名簿の皆様でございます。

専門委員会におきましては、活発なご議論をいただきまして、また、この環境審議会の委員の皆様から諮問の際にいただきましたご意見も含めまして、鳥獣保護区の保護管理方針等、こちらのほうの記載を修正させていただきましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。環境審議会及 び鳥獣専門委員会での主なご意見と検討結果につきまして、説明 をさせていただきます。

まず、戸隠山鳥獣保護区特別保護地区についてでございます。

一つ目、普及啓発活動の実施状況へのご意見をいただいたところでございます。専門委員会の現地調査の際に、戸隠森林植物園、これは特別保護地区の一部に位置してございますけれども、その園内での注意看板の設置状況、また、環境学習施設、森のまなびや、そこでの普及啓発状況を委員の皆様と確認したところでございます。

二つ目、イノシシの被害状況についてのご意見に際しまして、専門委員会の現地調査の際にも、戸隠森林植物園内でイノシシによる掘り起こしが見受けられました。内容は、現状はミズバショウへの被害が主なものでございまして、林業被害や人身被害等の影響はない状況でございました。引き続き被害状況の把握に努めていきたいと考えております。

3行目と4行目につきましては、生息する鳥獣類について、モニタリング調査結果等についてのご意見をいただいたところでございます。特別保護地区内では、県及び大学等での統計的な調査を行っていない状況でございます。

そこで、年間 40 回以上の自然観察会やバードウオッチングを開いていらっしゃいます戸隠森林植物園ボランティアの会の方にお聞きしましたところ、戸隠森林植物園周辺では、鳥類の種類は豊富であるというお話を聞きました。

一方で、数は減少傾向にあると感じていらっしゃるというお話 がございましたので、引き続き特別保護地区として鳥獣の保護に 努めてまいりたいと考えたところでございます。

最後の行でございます。戸隠森林植物園ボランティアの会の皆さんには、普及啓発活動や環境教育に熱心に取り組んでいらっしゃるというご意見をいただいたところでございます。そのご意見、また今後におきましても、ボランティアの会の皆さんの御協力がこの特別保護地区での鳥獣保護指導の普及啓発に欠かせないということで、保護管理方針のほうを一部修正させていただいたところです。

ここで資料3をご覧ください。

2ページ目の上段、(3) 保護管理方針の欄がございます。こちらのほうに、県等が普及啓発活動に取り組んでいくに当たりましては、戸隠森林植物園ボランティアの会の皆様とも連携・協力していくということで明記させていただくということで、追記をさせていただいたところでございます。

資料3につきましては以上でございまして、資料2のほうに再 度お戻りいただきたいと思います。

続きまして下の段、北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ、 イノシシを除く)でございます。

まず1行目。ニホンジカ、イノシシ以外の動物の錯誤捕獲につき

ましては、諮問の際に委員さんからご意見をいただいたところで ございますけれども、専門委員会でも、やはりそういった錯誤捕獲 については管理の徹底が大切だということでご意見をいただきま した。

そこで、そのご意見の趣旨を踏まえまして、管理方針の一部を修正したいと考えております。詳細は後ほど御説明させていただきます。

続きまして2行目でございます。5月に山火事がありました霧ヶ峰のシカの生息状況についてのご意見でございます。シカの生息状況調査につきましては、今後赤外線ドローン等で調査を実施する予定でございますけれども、またライトセンサス等での調査を継続してまいります。その結果等も踏まえまして、霧ヶ峰エリア全体でのシカの捕獲対策というものを検討してまいりたいと考えてございます。

続いて3行目でございます。区域内の狩猟者の入り込み状況についてご意見をいただいたところでございます。地元茅野市の猟友会に確認しましたところ、猟友会員が狩猟期間中 10 名から 15 名ほど中に入って狩猟をしているということでございました。

そして最後の行です。当該地域の捕獲状況についてご意見をい ただいたところでございます。

北大塩地区につきましては、下流域での農業被害が激しいことから、ニホンジカ及びイノシシを捕獲できるようにしたわけでございますけれども、その効果の検証は必要と考えているところでございます。狩猟中の狩猟者の入り込みが、先ほど 10 名から 15 名ということでお聞きしたところでございますけれども、それも効果の一つと考えておりますが、具体的な捕獲数について、分かる範囲で表したいと考えました。

県では、5kmで切りましたメッシュで捕獲実績を把握しておりますため、この北大塩地区を含むメッシュ内の捕獲数をデータでお示しすることといたしました。

それでは、資料4をご覧ください。

まず、1ページの一番下「5 管理方針」をご覧いただきたいと思います。3行目の終わりから「二ホンジカとイノシシ以外の鳥獣の生息に著しい影響のないよう」、ここで「管理の徹底」という言葉を追記させていただきました。くくりわなの毎日の見回りの徹底に引き続き努めてまいりたいと考えております。

続いて同じく資料4の4ページ目をご覧ください。4ページに 当該地域の農林水産物の被害状況の表を示してございますけれど も、その表の右のほうに「狩猟」という欄がございまして、ここに 捕獲数、これは茅野市全体でございますけれども、その横に指定区 域を含むメッシュ内でどのくらいの狩猟があったのかということ で数字で示させていただきました。

令和元年、2年、3年とニホンジカで40頭強の狩猟での捕獲実績がございまして、それは一定程度の効果があったものと考えておるところでございます。

資料の説明は以上でございますけれども、最後に鳥獣保護区等 に再指定するための今後の手続をご説明申し上げます。

今回諮問しております鳥獣保護区等の案件は、本年11月1日からの再指定としたく存じます。本審議会からの答申後、それまでに環境省への届出を行い、その後10月末までに長野県ホームページへ公示をするという手続が必要でございます。本日答申をいただきまして、その後の手続を取ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をよろしくお願いいたします。

打越委員、どうぞ。

打越委員

ありがとうございます。資料4の北大塩の狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定のところについて、錯誤捕獲に関してこちらで意見、また専門委員の先生からもご意見があったところを反映してくださったというのはとてもありがたいところです。

ただ錯誤捕獲は、ここにたった5文字を入れただけで、どっちに せよそんなに簡単に現場が変わるものではなくて、そこでさらに 現場の意識を底上げしていくためには、資料4の1ページの下から4行目、「また、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的を周知徹底し」というところですが、それ以外の鳥獣の保護を図るというだけではなくて、やはり動物に対して必要以上の苦痛を与えない、あるいは非人道的な状況にさせないということを意識してもらうために、それと、例えば今どき哺乳類学会であるとか、生態学会であるとか、そういったところでも、捕獲された動物の福祉ということは、野生動物であっても指摘されるようになっていますので、長い目で見て、現場は苦しいし予算や人員や手間暇がかかってくるのは分かるんですが、単に鳥獣の保護を図るためではなくて、やはり「野生動物の福祉の観点から」という一言が欲しいなというのが本音のところであります。

錯誤捕獲がどれだけ残酷なことになり得るかということを、県 を挙げて意識していってほしいと思います。以上です。

梅崎会長

どうぞ。

塚平鳥獣対 策室長

ご意見ありがとうございます。この錯誤捕獲の対策につきましては、この北大塩地区を管轄します諏訪地域振興局、こちらのほうでどのような取組をしているのかということで確認をさせていただきました。

毎年市町村、それから猟友会の皆様に対しまして、くくりわなでの捕獲というものに対しましては、とにかく毎日見回りをするようにということで、きつく徹底周知を図っているという話を聞いております。

一般的には、わなにかかりますと、それが自動的に携帯などに通知が来るという ICT 機器もあるところでございますけれども、そういったものもあるはあるけれども、やはり現場に1日1回は行くということが、鳥獣の保護・捕獲については大切だということで、そういった形で徹底をされているということでした。

県下そのような形で鳥獣の保護、また捕獲というものを進めている状況でございますので、そういった形を今後も進めていきながら、同時にアニマルウェルフェアという言葉もありますように、動物の福祉につきましても、しっかりと伝えていきたいと思っております。以上です。

梅崎会長

今のご意見につきまして、文言の追加等はどのようにいたしますか。

打越委員

一言いいですか。カタカナで「アニマルウェルフェア」とか、あるいは動物福祉ということが地元の方にとってなじみがないと思うんです。そういった単語を入れれば逆に反感を集めてしまうと思うんですけれども、不必要な苦痛を与えないというのは、狩猟者の皆さんからしてみれば、それは狩猟者の教示だと思うんです。ですので、「不必要な苦痛を与えないために」という、そういう人道的な言葉であれば入れても反感は持たれないでしょうし、狩猟者の皆さんが毎日徹底してくださっているその努力を尊重する単語になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

上原委員長

御指摘ありがとうございます。それぞれの鳥獣についての部会においても、毎回どの動物種に対しても常に配慮しているところ、気にかけているところでございます。今の打越先生の御指摘ですけれども、何とか工夫したいと思います。そのわなにかかったときの苦痛と同時に、場合によったら止め刺しの方法とか、そんなことにまで及ぶかもしれませんので、ちょっと言葉は工夫させてください。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

打越委員

それで結構です。要はカタカナ言葉とか気取った言葉ではなく

て、反映できるのが一番だと思っております。よろしくお願いしま す。

梅崎会長

よろしくお願いいたします。 引き続きまして、大和田委員、どうぞ。

大和田委員

私からの質問は、このボランティアの会の皆さんによる鳥獣保護普及活動の功績は大きいであるとか、ボランティアの方に対しての言及が何か所かありまして、このボランティアの方たちというのは、一般的には結構年齢が高くなっていて、後継者がいないとか、人数が減っているとか、ほかの地域では聞いたりしますが、この戸隠森林植物園のボランティアの方たちというのは、人数がどれぐらいいて、年齢がどれぐらいで、どのような活動を日常されているのかと。

かなりいろいろとされているようなので、今後その方たちが減ることはないんだろうかというあたりでちょっとお聞かせいただきたいのですが。

塚平鳥獣対 策室長

ご意見ありがとうございます。申し訳ございません。そのボランティアの会の皆様方の年齢構成ですとか、そういった詳しいところまで詳細には把握していないところでございますけれども、先ほどご報告しました森のまなびやといったところに、ボランティアの会の皆さんの詰所といいますか、集合場所といいますか、そういったものが組織してございまして、そこを中心に現地では年間40回の自然観察会、バードウオッチング、冬場でも自然観察会などの実施をされているということを確認してございます。

そういったボランティアの会の皆様を通じまして、一般市民、住 民の方に野生鳥獣の保護や自然のすばらしさも含めて、普及啓発 いただいているといったところでございましたので、そういった ことで追記をさせていただいたところでございます。

梅崎会長

大和田委員、よろしいですか。

大和田委員

やはり頼りにされているわけですので、その方たちの年齢とか 人数とかは、関係されているところにおかれましては把握されて いたほうが、気がついたら皆さんリタイアされましたみたいにな らないように、ぜひ把握をされたらどうかと思います。

梅崎会長

当該ボランティアの会のホームページとか、何かそういう広報 はあるのでしょうか。

塚平鳥獣対 策室長

そちらの会の皆さんのホームページはあったかと思いますけれども、常日頃、現地機関であります長野地域振興局の鳥獣の担当の者とかが、森林植物園のほうにお邪魔しながら話をしたりして様子を聞いていらっしゃるということでありますので、そんな形で、常に会の皆さんと、それから県のほうと連絡、意思疎通は図られているという状況でありますことを申し添えます。

梅崎会長

よろしいでしょうか。

大和田委員

はい。

梅崎会長

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。 中川委員、どうぞ。

中川委員

質問ですが、先ほどの赤外線ドローン云々というところで、ライトセンサスという言葉が出たのですが、この言葉の意味を教えてください。

塚平鳥獣対 策宰長

ライトセンサスというものは、決まった道路上からサーチライトを照らします。そこで見受けることができたシカの数を数えまして、そこの決まった範囲内のシカの目撃数を時系列的に、経年的に把握していくという調査手法になります。

中川委員

その赤外線ドローン等で調査することによって、今後この区域 のシカの生息数というものを数字で示すことが可能になるんでしょうか。

塚平鳥獣対 策室長

はい。この区域そのものというよりは、先ほどの説明は霧ヶ峰地域全体で今後山火事の影響がどう出てくるのかということを踏まえて、捕獲のあり方というものを検討するための資料づくりということで説明をさせていただいたところでございます。

こちらの北大塩の地区の直上部では、5年に一度、県のほうでシカの糞がどれぐらい落ちているのかを参考にしながら、生息密度を把握する地点を設けておりますので、そういったことで、どれぐらいのシカがいるのか、生息密度がどう変化しているのというものを経年的には把握している状況にございます。

ちなみに、平成 27 年には、1 平方 km 当たり 13.18 頭だったものが令和元年度の調査では 192.69 頭ということで、約 1,400%の著しい増加を見せたところでございます。その後令和 6 年度に改めて調査をしていきたいと思っておりますので、その中で生息状況を把握したいと思っています。

中川委員

分かりました。

梅崎会長

ほかにご意見等ございますでしょうか。

資料3の戸隠山の保護区について、基本的なことを教えてください。7ページに保護区のエリアが示されているのですが、コの字型になっているのはどういう理由なんでしょうか。

塚平鳥獣対 策室長

7ページの図、赤色で囲ってありますのが特別保護地区でございます。その中のうちの緑で囲ってあるのが国有林でございます。 真ん中にあるのが戸隠の奥社に続きます参道でございます。

こちらがコの字になった経緯ということになりますと、正しく お伝えできるかどうかあれなんですが、コの字の凹んでいるあた り、こちらに奥社が位置するという関係もございまして、こちらは 戸隠神社が土地所有者という形になりますので、その土地所有者 との調整の中でこのような形になったのではなかろうかと思って おります。

一方で、参道も戸隠神社さんのほうの所有土地ではあるのですが、北と南の区域を一体化するために、こちらも特別保護地区ということでご了解はいただけたものということになります。

また、特別保護地区の周りを鳥獣保護区が囲んでいます。

梅崎会長

ご説明ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではほかにご意見がありませんようですので、この案件の 取扱いについてお諮りしたいと思います。

今、皆様からご意見をいただきました中で、幾つか文言として追加する部分もありますので、その部分は修正していただき、字句等につきましては会長に一任という形で答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

梅崎会長

異議なしということですので、それでは、本件につきましては、 そのように決定いたします。どうもありがとうございました。

本日の審議事項はこの1件でございます。以上で予定しておりました議事は全て終了いたしました。

全体を通じて何かご意見、ご質問等ございましたらご発言をお 願いいたします。

中川委員、どうぞ。

中川委員

諮問に関しては、今、委員長の言われたとおりで結構です。ただ 一つだけ、今後ぜひお願いしたいことは、実はこの戸隠の周辺も、 米軍のオスプレイの飛行訓練地域、ブルールートになっています。 北アルプスのライチョウ含め、ここにも書かれているように、イヌ ワシだとか、猛禽類の希少鳥類などがいるということもあります ので、ボランティアの皆さんなどからそういった目撃情報などが あったら、ぜひ知らせてほしいということも、ボランティアの皆さ んにお願いしていただければと思います。以上です。

梅崎会長

事務局、いかがですか。

塚平鳥獣対 策室長

いわゆる低空飛行で鳥獣等への影響があるようなことがあった 場合には、県のほうにご報告いただくようにお願いしたいと思い ます。

梅崎会長

ほかにご意見等ございますでしょうか。

よろしければ、以上をもちまして本日の議事を終了し、議長の務めを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会

梅崎会長、委員の皆様ありがとうございました。以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の審議会は11月6日を予定しております。詳細については改めてご連絡させていただきます。

本日は大変お疲れさまでございました。